

台風・地震等に対する非常措置について **6月1日 更新版**

本校においては、台風等により京都市（「京都南部」または「京都・亀岡地域」）に「特別警報（大雨、暴風など）」「暴風警報」、また、「震度5弱以上の地震」が発生した場合は、以下のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1 「特別警報（大雨・暴風など）」について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先して、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時（13:10）から始業・給食なし
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 … 臨時休業

2 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発表された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 … 平常授業（8:30 始業）
 - ・午前9時までに解除になった場合 … 3校時（10:45）から始業・給食あり
 - ・午前11時までに解除になった場合 … 5校時（13:10）から始業・給食なし
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 … 臨時休業

3 「氾濫・大雨または土砂災害に係る警報および危険警報」が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合や、その可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページや保護者連絡ツールでお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 「避難指示」が発令された場合について

<水害の避難指示について>

本校の校区である七条・西大路・七条第三学区に避難指示が発令された場合には、「**暴風警報が発表された場合**」に準じた措置を取ります。

★ 在校中に「特別警報・暴風警報・避難指示」が発令された場合

在校中に発令された場合は、臨時休業とした上で、下校の安全が確認できるまで、学校待機とします。その後、集団下校をするか、直接引き渡しをするかを、ホームページや保護者連絡ツールでお知らせいたします。不測の事態においては、保護者と連絡が取れるまで学校待機することとします。

5 「地震（震度5弱以上）」が発生した場合について

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ※ 下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。
 - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページや保護者連絡ツールで授業等を実施する旨、連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校再開日は学校および近隣の被災状況を確認のうえ、ホームページや保護者連絡ツールで、改めてお知らせします。

★ 在校中に「地震（震度5弱以上）」が発生した場合

在校中に発生した場合は、臨時休業とした上で、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで、学校待機とします。その後、保護者への直接引き渡しによる下校とします。

災害時、急に考え、行動することは難しく、日頃からの備えが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。